第一条の二の二中「第二条第七項第二号イ」を「第二条第三項第二号イ」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二中「第二条第七項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同条を第二条とする。

別表を削る。

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（農地保有合理化事業を行う法人の要件）」に改め、同条中「第五条第二項第四号ロ」を「第四条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件）

第一条の二　法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　市町村が社員となつている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となつている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。

二　その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

第一条の三　法第四条第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

二　その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

第三条第三号中「第四条第三項第四号」を「第四条第四項第五号」に改める。

第三条の二を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第八条第二号を次のように改める。

二　定款

第八条第三号を削る。

第九条中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同条第四号中「法第四条第二項第四号に掲げる事業」を「研修等事業」に、「当該事業」を「当該研修等事業」に改め、同条第五号中「事業実施地域が重複する他の農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に改める。

第十条中「第七条第四項第三号」を「第七条第三項第三号」に改め、同条第一号中「事業実施地域が重複する他の農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第三号中「開発して前号」を「開発して同号」に改める。

第十一条中「第七条第五項」を「第七条第四項」に改める。

第十二条の九の次に次の七条を加える。

（農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続）

第十二条の十　法第十一条の九第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一　農地利用集積円滑化事業規程

二　法第四条第三項第一号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款

三　法第四条第三項第二号に掲げる者にあつては、定款又は規約

（農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項）

第十二条の十一　法第十一条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

イ　農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）

ロ　その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

二　第九条第一号及び第四号に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。）

三　事業実施地域に関する事項

四　事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

五　その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

（農地利用集積円滑化事業規程の承認基準）

第十二条の十二　法第十一条の九第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有しているものであること。

二　農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。

三　農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有しているものであること。

四　前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

五　農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六　農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。

七　第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

（農地利用集積円滑化事業規程の公告）

第十二条の十三　法第十一条の九第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

（農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続）

第十二条の十四　第十二条の十の規定は、法第十一条の十第一項の規定による承認について準用する。